

鳥取県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社いちむら	介護ステーション ほのか	鳥取市上原923-20	平成21年10月29日	介護予防訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社 鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目 113	平成21年11月1日	〃